

JAL/TYOYPZ-18006

平成 31 年 1 月 11 日

国土交通省航空局
局長 蝦名 邦晴 様

日本航空株式会社
代表取締役社長 赤坂 祐二



客室乗務員、整備従事者、運航管理者等に対する飲酒に関する管理の
強化等の指示について(報告)

掲題に関する貴文書(国官参事第 1057 号 平成 30 年 12 月 20 日付け)でご指示のありました、客室乗務員、整備従事者、運航管理者等に対する飲酒に関する管理の強化、アルコール教育の徹底等の更なる追加対策について、当社における講じた措置及び今後の講じることとしている措置につき別紙の通りご報告いたします。

度重なる事案発生を改めてお詫び申し上げると共に、貴文書を厳粛に受け止め、二度とこのような事案を発生させることのないよう管理の強化および再発防止に取り組み、信頼回復に努めてまいります。

(別紙)

「客室乗務員、整備従事者、運航管理者等に対する飲酒に関する管理の強化等の指示について」

以上

(別紙) 客室乗務員、整備従事者、運航管理者等に対する飲酒に関する管理の強化等の指示について

客室乗務員、整備従事者、運航管理者等に対する飲酒に関する管理強化に関して、2018年11月16日に“運航乗務員の乗務前日の飲酒による法令違反について(JAL TYOYPZ-18003)”に記載した対策の進捗および追加対策を以下のとおりご報告いたします。

1. 客室乗務員に対する飲酒に関する管理強化

- (1) 2018年11月16日に、客室乗務員に関して、全出頭者を対象に先任客室乗務員が出発前ブリーフィング時に健康状態（アルコールの影響を含む）に問題がないことを確認している旨、ならびに、国内・海外滞在先での飲酒を当面禁止する旨、到着時に隨時アルコール検査を実施している旨、ご報告いたしました。
- (2) その後、必要台数のアルコール検知器（[REDACTED]）を入手したことから、2018年12月5日より、出発前ブリーフィング時にアルコール検知器を用いたアルコール検査を実施しています。
- (3) 2018年12月17日に、機内での飲酒が疑われアルコール検査を実施したところ、制限値を超える数値が検出された事案が発生したため、以下の追加対策をとりまとめました。（2018年12月25日に報告済み）
 - A) 飲酒が「安全運航に関わる事項である」という組織の認識が不十分であったことへの対策
 - a) 事例周知と注意喚起、客室本部長レターの発行
 - b) 「定期安全教育」(年1回)における「アルコールに関する安全意識教育」の実施（2019年度より）
 - c) 規程に、業務中の相互確認における「酒精飲料、薬品」の影響が疑われる場合の報告義務を追加（スケジュールは別途報告）
 - d) 航行中の隨時アルコール検査の実施（スケジュールは別途報告）
 - B) 乗務員に対する継続的かつ組織的な管理体制が不十分であったことへの対策
 - a) アルコールに関する疾病やトラブルがあった客室乗務員を組織として把握、定期的に確認する仕組みの構築（スケジュールは別途報告）
 - b) 管理職一人あたりの配下乗務員数を削減して一人ひとりの状況をよりきめ細かく把握できる体制の構築（2019年度より）
- (4) 上記の諸対応に加え、2019年1月11日の業務改善勧告を受けた再発防止策（一連の勤務後におけるアルコール検知器を用いたアルコール検査や飛行中の随时検査など）を実施していきます。

2. 整備従事者に対する飲酒に関する管理強化

- (1) 2018年11月16日のご報告のとおり、現在、整備作業に従事する全ての者を対象に、業務開始前に職制（または代行者）が対面にてメンバーの健康状態(アルコール含む)に問題ないことを確認しています。
- (2) 2018年12月28日に必要台数のアルコール検知器（[REDACTED]）を入手したことから、各拠点への配備を進めています。
- (3) 2019年1月15日以降アルコール検知器の配備が完了した部署から、整備作業開始前に整備作業に従事する全ての者に対してアルコール検知器を用いたアルコール検査を開始し、2019年1月31日までに全拠点配備を完了する見込みです。
(但し、海外において検査に当該国の法的制約等がある場合は除きます)
- (4) 上記(3)の業務開始前のアルコール検査に加え、2019年1月15日以降整備作業に従事する全ての者に対して終業時についても酒精飲料の影響下にないことを確認します。

3. 運航管理者に対する飲酒に関する管理強化

- (1) 2018年11月16日に、運航管理者業務に従事する全ての者の業務引き継ぎ時に、勤務終了者が引き継ぐ相手の健康状態(アルコール含む)に問題がないことを確認する旨、ご報告いたしました。
- (2) その後、必要台数のアルコール検知器（[REDACTED]）を入手したことから、2018年11月29日より、運航管理者業務に従事する全ての者について業務引き継ぎ時にアルコール検知器を用いたアルコール検査を実施しています。
- (3) 上記(2)の業務開始前のアルコール検査に加え、2019年1月中の開始を目処に運航管理者業務に従事する全ての者に対して終業時についても酒精飲料の影響下にないことを確認します。

4. 空港内車両運転者に対する飲酒に関する管理強化

- (1) 2018年11月16日のご報告のとおり、現在、業務上空港内で車両を運転する全てのJALグループ社員を対象に、業務開始前に上司（または代行者）が対面にてメンバーの健康状態(アルコール含む)に問題ないことを確認しています。
- (2) 現在、アルコール検知器（[REDACTED]）の入手を進めており、2019年1月より配備が完了し準備が整い次第、業務上空港内で車両を運転する全てのJALグループ社員を対象に業務開始前にアルコール検知器を用いたアルコール検査を開始し、終業時についても酒精飲料の影響下にないことを確認します。
- (3) 国内各空港への配備は2019年1月末、海外も含めた全拠点への配備完了は2019年3月末の見込みです。
(但し、海外において検査に当該国の法的制約等がある場合は除きます)

5. 全社員対象の飲酒に関する管理強化

- (1) 2018年12月7日に機内でアルコール検査を実施して制限値を超える数値が検出された事案については、2018年12月20日付のCorporate SafetyにてJALグループ全社員に周知を行いました。
- (2) 2018年11月16日に、全社員を対象に、安全と規程順守に対する意識の向上およびアルコールに関する知識付与を目的とした教育を行う旨、ご報告いたしましたが、現在、以下の通り2段階の教育を実施しています。
 - 教材を用いた自学習（2018年12月3日～2018年12月31日）
 - 職場ごとのグループディスカッション（2019年3月31日完了予定）
上記自学習の教材を参考に、職制がリーダーとなり、30分を目安にそれぞれの職場の実情に合わせた飲酒に関するグループディスカッションを行っています。
- (3) 上記に加え、間接部門も含めた意識啓発のため、JALグループ全社員にアルコール検知器を個人貸与いたします。2018年末時点で、運航乗務員、客室乗務員への貸与は完了しており、他職種へも、機器を入手し次第、順次貸与いたします。

以上